

## 「第26回 全国果樹技術・経営コンクール」への参加に関する 岩手県実施要領

### 1. 目的

第26回全国果樹技術・経営コンクール（主催：全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合連合会、全国果樹研究連合会、公益財団法人中央果実協会 後援：農林水産省、株式会社日本農業新聞）に関する岩手県段階の事務手続き等に関して必要な事項を定める。

### 2. 出品資格及び推薦等

#### (1) 出品資格

果樹園50アール以上の経営を行っているとともに、技術・経営に優れ、地域における経営の模範となっており、指導的役割を担っている果樹農業経営体とする。

#### (2) 推薦

農協等は、参加申し込み（自薦、他薦を問わない）のあった農業経営体及び集団組織について、全国果樹技術・経営コンクール審査基準（別紙）に該当するものであって、優秀と認められるものを別に定める推薦書（様式1）を添え、県事務局に推薦することができる。

#### (3)

ア 応募締切	令和6年8月19日(月)
イ 受付場所	県事務局（協会）

### 3. 県段階における審査

- (1) 県段階の審査を行うため、全国果樹技術・経営コンクール岩手県審査会（以下「県審査会」という。）を設ける。
- (2) 県審査会は、別紙の審査基準に基づき検討するとともに、必要に応じて現地調査を行い、農業経営体及び集団組織について原則として、最も優れたもの1点を選定する。
- (3) 県審査会は、果樹農業の技術・経営に学識経験が豊かな専門家及び県、全農岩手県本部及び協会の職員をもって構成する。

#### 4. 中央事務局へ推薦する調書の作成

県審査会が選定した農業経営体及び集団組織の経営概況（技術的、経営的特長、波及効果、今後の経営展開）等を別に定める様式2に基づき、当該農協等が作成する。

#### 5. 県事務局

- (1) この表彰事業に関する県段階の事務を行うため、公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会（「協会」という。）内に「第26回全国果樹技術・経営コンクール」岩手県事務局（「県事務局」という。）を設ける。
- (2) 県事務局は、岩手県（「県」という。）、全国農業協同組合連合会岩手県本部（「全農岩手県本部」という。）及び協会の職員をもって構成する。

#### 6. 岩手県表彰

県事務局が、公益財団法人中央果実協会（「中央事務局」という。）に推薦した出品財のうち、全国表彰次点の出品財には、協会会长賞を授与する。

#### 7. その他

- (1) 生産技術、経営とも優秀と認められる農業経営体の代表で、原則として、当該表彰が行われる年度の4月1日時点において、概ね45歳未満、または就農してから20年の以内の者に対して、農林水産省生産局長賞1点が追加されたことに留意して推薦するものとする。
- (2) 過去に本コンクールにおいて農林水産大臣賞以外の表彰を受けた出品財であっても、その後数年を経過し、技術・経営に進展がみられる場合は、再度推薦することができるものとする。

別添

全国果樹技術・経営コンクール審査基準

1. 立地条件に適した、合理的安定的な経営が行われていること。
2. 経営に計画性を持ち、経営者の経営改善意欲（自然災害により近年被災した地域にあっては復興意欲）が大きいこと。
3. 経営が省力・低コスト化、拡大化の方向をたどっていること。
4. 栽培技術が科学的基礎に基づき、その水準が高く優れていること。
5. 消費者ニーズを的確にとらえ、品質や環境にやさしく安全・安心に応える経営を行っていること。
6. 生産基盤の整備、資本設備の投資がかなり行われ、その利用効率が高いこと。
7. 土地利用及び労働力利用が合理的であること。
8. 生産性が高く所得が水準以上（自然災害により近年被災した地域にあっては、その点を踏まえた水準）であると認められること。